

平成 2 9 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 2 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 29 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会  
(第 2 回) 議事録

1. 平成 29 年 10 月 19 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 山本 景	2 番議員 黒瀬 雄大
3 番議員 久保田 哲	4 番議員 友井 健二
5 番議員 新 雅人	6 番議員 中上 さち子
7 番議員 大矢 克巳	8 番議員 吉田 裕彦
9 番議員 森本 勉	10 番議員 島 弘一
11 番議員 長畑 浩則	12 番議員 小原 達朗

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 東 修平  
副管理者 黒田 実  
副管理者 林 有理  
四條畷市都市整備部長 二神 和則  
交野市環境部長 奥西 隆

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 亀澤 伸  
資源循環施設整備室長 竹村 修  
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹  
事務局次長兼資源循環施設整備室長代理 梅垣 信一  
総務課長 太田 広治  
管理課長 後藤 弘宣

1. 議事日程次のとおり

日程第 1	議席の指定について
日程第 2	会議録署名議員指名
日程第 3	会期決定について
日程第 4 議会選挙第 2 号	議長の選挙について
日程第 5 認定第 1 号	平成 28 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	一般質問

(時に 14 時 00 分)

1. 副 議 長 (小原達朗君) それでは皆さん、こんにちは。

本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第 2 回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は交野市の議員選挙の関係上、議長が不在となっております。つきましては地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、議長選出までの間、議長を務めさせていただきます、副議長の小原でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、交野市議会では、去る 9 月 6 日付にて役員改選が行われまして、新議員、黒瀬議員におかれましては、引き続きご就任いただいております。また、松村議員、藤田議員、三浦議員、雨田議員に代わりまして、新たに、山本議員、中上議員、友井議員、久保田議員がご就任されました。今後ともよろしくお願ひいたします。

ただ今から、平成 29 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 2 回を開会いたします。開会にあたりまして、管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者どうぞ。

1. 管 理 者 (東 修平君) 皆さん、こんにちは。四條畷市交野市清掃施設組合議会第 2 回定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議員の皆さまにおかれましては、公私何かとお忙しい中にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

先ほど、小原副議長より交野市議会の役員改選によりまして、ご就任いただく議員のご報告がございましたが、引き続きご就任をいただく議員の皆様方、また、新たにご就任をいただきました議員の皆様方には、今後とも本組合運営のお力添えいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、副管理者として四條畷市副市長、林有理が 10 月より就任いたしましたので紹介させていただきます。

1. 副管理者 (林 有理君) よろしくお願ひいたします。

1. 管 理 者 (東 修平君) さて、本日の第 2 回定例会では、議会におきまして、交野市議会の役員改選に伴います議長の選挙を、また、私どもからは、平成 28 年度本組合会計の歳入歳出決算認定について、お願ひ申し上げます。何卒、よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

新ごみ処理施設建設工事の状況については、9 月から両市のごみ搬入による負荷試運転を開始し、試運転稼働の確認や外構工事を経て、平成 30 年 1 月末には竣工引渡しを受け、2 月から新施設の本格稼働を開始する予定としてございます。引き続き、建設工事の推進に努めてまいり所存でございますので、議員の皆様には、何卒、よろしくご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、工事の進捗状況につきましては、本日の定例会終了後、少々お時間いただきまして、資料でご説明申し上げたいと存じておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

1. 副 議 長 (小原達朗君) ありがとうございます。それでは次に、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。
1. 事務局長 (亀澤 伸君) それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます議員の出席状況につきまして、ご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に、前臨時会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。

去る7月27日には6月分の現金出納検査を、8月29日には7月分の現金出納検査を、9月27日には8月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長及び副議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。なお、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、併せてご報告申し上げます。以上でご報告を終わらせていただきます。

1. 副議長（小原達朗君） 議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 副議長（小原達朗君） 日程第1、議席の指定についてを議題といたします。議席の指定につきましては会議規則第4条第1項の規定により議長において議席指定を申し上げます。ただ今の席を議席といたしますので、ご了承をいただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。それでは、議席指定を申し上げます。1番山本議員、2番黒瀬議員、3番久保田議員、4番友井議員、5番新議員、6番中上議員、7番大矢議員、8番吉田議員、9番森本議員、10番島議員、11番長畑議員、12番小原議員、以上の議席をもって決定いたします。

1. 副議長（小原達朗君） 日程第2、会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。9番森本議員、10番島議員を指名いたします。

1. 副議長（小原達朗君） 日程第3、会期決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

平成29年10月19日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回における会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

1. 副議長（小原達朗君） 日程第4、議会選挙第2号議長の選挙についてを議題といたします。

なお、本組合議会申し合わせ事項によりまして、議長は交野市、副議長は四條畷市となっております。本件の議長選挙につきましては、交野市の派遣議員の中からご推挙願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。ここで暫時休憩に入らせていただきます。

（時に14時06分）

（時に14時17分）

1. 副議長（小原達朗君） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

休憩中に議長の選挙について、交野市の派遣議員のご一同にお願いをいたしました結果をご報告

お願いいたします。黒瀬議員、よろしくお願いいたします。

1. 2 番議員（黒瀬雄大君） 交野市の黒瀬でございます。議長には交野市から新議員を推挙したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

1. 副 議 長（小原達朗君） ご苦勞様でした。ただ今、交野市の黒瀬議員よりご報告がありましたとおり、議長には新議員をご推挙されました。

ここでお諮りいたします。議会選挙第 2 号議長の選挙については、ただ今ご推挙されました新議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副 議 長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって、議会選挙第 2 号議長の選挙については、推挙のとおり当選されました。

本日付けにて新議員を議長として告知申し上げます。

それでは、新議員に、議長就任のごあいさつをお願いいたします。

1. 議 長（新 雅人君） 交野市の新でございます。ただ今、議長に選任をいただきまして、誠にありがとうございます。まず、浅学非才の私でございますが、どうか今年是新炉移転という重要な年度であります。議会の方も緊張を持って取り組んでいきたいと思っておりますので、皆さま方のご協力、ご支援何卒よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

1. 副 議 長（小原達朗君） ありがとうございます。

皆様には何かとご協力賜り厚くお礼申し上げます。それでは新しい議長と交代をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議 長（新 雅人君） それでは議事を続行させていただきます。日程第 5 認定第 1 号平成 28 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より決算書の内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） ただいま議題となりました、認定第 1 号平成 28 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内容につきまして、お手元の決算書に基づきご説明を申し上げます。

事項別明細書の歳入の部から順次ご説明申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと存じます。

それではまず歳入の（款）分担金及び負担金（項）分担金（目）清掃施設組合分担金でございますが、予算現額 7 億 226 万 3,000 円に対しまして、調定、収入済額いずれも同額の 7 億 226 万 3,000 円となっております。内訳といたしましては、四條畷市から約 45.69%に相当する 3 億 2,089 万 9,000 円を、また交野市から約 54.31%に相当する 3 億 8,136 万 4,000 円をそれぞれご負担いただいております。

次に（款）（項）（目）繰越金でございますが、予算現額 930 万 9,000 円に対しまして、調定、収入済額いずれも同額の 930 万 9,946 円となっております。これは前年度繰越金となっております。

次に（款）諸収入（項）（目）雑入でございますが、予算現額 49 万 3,000 円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の 55 万 8,148 円となっております。雑入の主な内容でございますが、

例年の職員の共済制度等にかかる事務手数料や、行政財産使用にかかる電柱設置使用料、引き続いて12ページ、13ページでございますが、行政財産使用にかかる土地及び電気使用料、焼却施設整備工事に伴う電気使用料などによる収入でございます。

次に（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）建設事業費国庫補助金でございますが、予算現額16億4,693万9,000円に対しまして、調定、収入済額いずれも同額の16億4,693万9,000円となっております。内容といたしましては循環型社会形成推進交付金として、新ごみ処理施設建設工事や建設工事設計施工監理業務及び施設の給水に伴う水道工事等負担金などによる事業実績等に基づき交付金が交付された額であります。

次に14ページ、15ページでございますが、（款）（項）組合債（目）衛生債でございます。内容といたしましては大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債として70万円を財政融資資金により利率0.09%で、また新ごみ処理施設建設工事等事業債として7億9,590万円を、銀行引受債により利率0.36%で、返済については共に15年返済うち1年据置の条件により借り入れたものでございます。

以上の内容により平成28年度会計の歳入合計は予算現額31億5,560万4,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の31億5,567万94円となったものでございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。16ページ17ページをご覧いただきたいと存じます。歳出の部（款）（項）議会費（目）組合議会費でございます。予算現額259万6,000円に対しまして、247万5,784円を支出し、12万216円の不用額となっております。

次に（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費でございます。予算現額1億2,771万5,000円に対しまして、1億2,574万2,472円を支出し、197万2,528円の不用額となっております。一般管理費の主な支出の内容でございますが、まず2. 給料では職員9人分の給料3,296万1,600円を始め、3. 職員手当等で2,272万4,507円の支出を、次の18ページ、19ページをお開きいただきたいと存じますが、4. 共済費で1,184万4,277円の支出を、次の20ページ、21ページでございますが、9. 旅費で監査委員及び公平委員会の旅費や、管外行政視察などに伴います職員随行旅費などで、60万1,670円を、11. 需用費では消耗品費や印刷製本費等で177万7,392円を、12. 役務費では電話などの通信運搬費、火災保険料などで133万5,440円をそれぞれ支出し、次の22ページ、23ページでございますが、13. 委託料では警備防災業務や庁舎清掃業務、計量事務等の業務、OA機器保守、新公会計制度対応支援者業務などの委託料で、824万7,352円を、14. 使用料及び賃借料では複写機やOA機器の借上料等で139万9,349円をそれぞれ支出し、次の24ページ、25ページでございますが、19. 負担金、補助及び交付金につきましては3,851万7,657円の支出をしてございます。その主な内容については、全国都市監査員会等及び全国公平委員会等の負担金、全国都市清掃会議の負担金、職員採用試験及び職員研修受講の負担金、構成両市からの派遣職員の給料等にかかる負担金などがございます。

次に26ページ、27ページでございますが、（款）衛生費（項）清掃費（目）ごみ処理費でございます。予算現額3億9,536万6,000円に対しまして、3億8,933万2,417円を支出し、603万3,583円の不用額となっております。支出の主な内容でございますが、2. 給料では再任用職員を含む職員23人分の給料7,826万8,680円を、3. 職員手当等で5,925万4,162円を、4. 共済費として2,826万4,752円を、7. 賃金では臨時職員3人分の賃金327万7,873円をそれぞれ支出し、28ページ、29ページをお開きいただきたいと存じます。

11. 需用費では施設の消耗品や公害対策薬品等の購入費、電気水道などの光熱水費などで、1億2,256万438円の支出をしてございます。

13. 委託料につきましては、6,947万6,053円を支出しておりますが、その主な内容は、焼却灰及び処理灰のフェニックスへの搬送業務委託料として1,129万9,500円や、フェニックスの埋立処分委託料として3,515万4,000円のほか、ばいじん等及びダイオキシン類測定業務や、計量データ処理装置保守点検業務、引き続いて次の30ページ、31ページでございますが、1号炉及び2号炉の空気圧縮機や排ガス分析装置、飛灰処理設備、保守点検整備業務などの焼却施設の運転にかかる設備や装置、公害対策関連の設備や装置などの年次の保守点検業務などに要したものでございます。

15. 工事請負費につきましては、施設の安定した稼動のために必要な施設設備の工事費といたしまして、2,609万2,800円を支出してございます。その主な内容は、1号炉の火格子部整備などの焼却施設整備工事で2,246万4,000円や、クレーン設備工事で184万6,800円を支出しており、次の32ページ、33ページをお開きいただきたいと存じます。1号炉No.2回転火格子補修工事、2号炉No.2空気圧縮機軸受取替工事につきましては、緊急的な工事となっております。次に16. 原材料費でございますが、補修工事用等の資材購入費といたしまして、58万3,092円の支出をしてございます。

次に(款)(項)建設事業費(目)新炉建設事業費でございますが、予算現額25億9,806万6,000円に対しまして、25億9,544万6,905円を支出し、261万9,095円の不用額となっております。新炉建設事業費の主なものとしては、13. 委託料で4,022万6,416円を支出しており、その内容は建設工事設計施工監理業務委託として3,697万円や、関連事業用地測量等業務委託として270万円などとなっております。

次の34ページ、35ページをお開きいただきたいと存じます。次に15. 工事請負費でございますが、新ごみ処理施設建設工事で23億8,300万円を、19. 負担金、補助及び交付金では1億7,174万7,368円を支出しており、主なものとしては新ごみ処理施設の給水に伴う交野市水道局への水道工事等負担金として1億5,992万9,875円となっております。

次に(款)(項)公債費でございますが、予算現額3,086万1,000円に対し、平成13年度から平成27年度の間借り入れました公債費の償還費として3,085万9,482円を支出してございます。その内容でございますが、36ページ、37ページをお開きいただきたいと存じます。1. 元金で1,598万1,421円、2. 利子で1,487万8,061円となっております。

最後に(款)(項)(目)予備費でございますが、予備費の予算現額100万円につきましては充当はなく、全額不用額となったものでございます。

以上により、平成28年度会計の歳出合計は予算現額31億5,560万4,000円に対し、31億4,385万7,060円の支出となり、差引1,174万6,940円が不用額となったものでございます。

次に39ページをお開きいただきたいと存じます。実質収支に関する調査でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、歳入総額31億5,567万円に対しまして、歳出総額31億4,385万7,000円の支出となり、歳入歳出差引額は1,181万3,000円となったもので、翌年度へ繰り越すべき財源もなく、実質収支額が1,181万3,000円となったものでございます。

次に40ページ、41ページをご覧いただきたいと存じます。財産に関する調書でございますが、公有財産の(1)土地及び建物でございますが、土地及び建物共、決算年度中での増減はございませんで

した。次に 42 ページでございますが、(2)物品につきましても決算年度中の増減はございませんでした。

なお、本決算書の 2 ページから 5 ページにかけましての歳入歳出の決算数値につきましては、ただ今の事項別明細書の説明をもちまして説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、決算書に合わせて地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 5 項の規定により、事務事業の成果を説明する書類として、平成 28 年度主要な施策の実績報告書をお手元にお届けいたしております。併せてご覧いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、認定第 1 号平成 28 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご認定いただきますよう、お願ひ申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 決算書の内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づき、行って参ります。ただ今から順次質疑を許可いたします。6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 7 点にわたって質問させていただきます。

1 点目、決算書の 23 ページに挙げてあります 13. 委託料、新公会計制度対応支援等業務委託料についてなんですが、国の地方公会計の方針に基づくということで、今回、公会計支援業務委託費が計上されておまして、この委託料についてなんですが、契約方法及び契約内容等、業務別費用についてと、また仕様書等はあるのかという点についてお尋ねいたします。

2 点目は、実績報告書の 18 ページなんですが、この管理課の報告の方で下から 2 行目のところに平成 28 年度の 11 月と 12 月に、両市の事業系ごみの搬入調査を実施と書いてありますが、その分析結果と対応についてお尋ねいたします。

3 点目は、この同じく報告書の 20 ページの中で、年度別一人当たりのごみ排出量についてなんですが、両市の一人当たりのごみ排出量に差が広がっているのではないかと感じております。交野市は年々減少しておりますが、一方、四條畷市の方の一人当たりのごみ量は、ここ数年増えております。その理由をお尋ねいたします。

4 点目は、報告書の 26 ページ、薬品の購入量についてなんですが、その中でも活性炭購入量について、26 年度以降増えているのはどうしてかということで、それをお尋ねします。

5 点目は、同じく報告書の 28 ページのところ、ごみ質の経年変化ということで書かれておりますが、この種類別のごみを見ますと、その割合ですが、プラスチックのごみの割合が、24 年度以降ずっと 20%台前半という、そういう通知が出ておりますが、28 年度は 32.26%と、27 年度と比べて 12%以上も増えていることで、その理由をお尋ねいたします。

6 点目は、この報告書の 58 ページのところに書いてあります、新ごみ処理施設の整備に係る環境影響評価等の取り組み状況ということで、調査項目のフッ素についてなんですが、施設組合のホームページでは公表されております事後調査結果においては、敷地内の観測井、西側の方ですが、フッ素測定値は、平成 27 年 6 月以降ほぼ環境基準の 0.8mg、これを上回るものとなっております、今年 7 月の測定結果では 1.3mg と、基準値を 1.63 倍も上回る結果となっておりますが、このことについてどうお考えなのかということと、その対応についてもお尋ねいたします。

最後の7点目で、27年度の第1回の定例施設組合会議での質疑の中で「余熱を利用した地域還元施設」についてということで質疑があったものですが、その中で答弁の方で「四條畷市、交野市、清掃組合で協議調整を図りながら、設置場所を地権者と交渉を行っているところ」と、こういう答弁があったところですが、今年度、この方針が見直しされたということで、この見直しの経過についてお尋ねします。また、この地域還元策に係る審議会が設けられましたが、その審議会の開催状況と、その内容についてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

1. 議長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） それでは今の7点につきまして、私の方からご答弁を申し上げたいと思います。

まず1点目の公会計制度の対応支援等業務委託料についてということでございます。この業務の、まず契約方法につきましては、公募型指名競争入札を実施し、契約をしております。この事業につきましては2カ年の継続事業ということでございます。業務の内容とその業務別費用につきましては、固定資産台帳整備支援業務で99万3,475円、固定資産台帳管理システム・財務書類作成支援システム・財務会計システムの導入、システムの保守も含まれるんですけども、この業務で216万1,079円、また財務書類作成支援業務で101万5,110円となっております。それと、仕様書につきましては、作成をしております。

次に、管理課のまとめの欄の事業系の一般廃棄物の調査の結果ということでございますけれども、本組合と構成両市が連携をしまして、11月29日と12月1日の2日間におきまして、目視による事業系一般廃棄物の検査を実施させていただきました結果でございますが、四條畷市につきましては、搬入台数13台中4台に、ダンボールなどの混入を確認したと。交野市につきましては、搬入車両23台中17台に、缶、びんなどの混入物を確認したということでございます。その対応でございますけれども、調査の当日におきまして、両市において、収集車の運転手さんに対しまして、ごみの収集箇所の確認をするとともにですね、今後、不適性物については収集しないように指導をされておりました。

次に、3点目の年度別一人当たりのごみ量についてということでございますけれども、交野市さんは平成24年度以降毎年減少しており、四條畷市さんの方は平成24年から平成26年にかけては減少しておったんですけども、27、28と増加というような傾向になってございます。ここでのごみ排出量につきましては、家庭ごみ、事業系ごみすべてのごみ量を単純に両市の住民の皆さんの一人当たりということで、出させていただいてございます。そういうことで、家庭ごみで一人当たりのごみの排出量を算出しますと、交野市さんも四條畷市さんも平成26年度以降減少をしておるという状況でございます。また、四條畷市につきましては、平成25年9月までは家庭系のごみと事業系のごみが分別されず一緒に収集されておったというような状況で、25年10月から分別されて収集するというような状況になってございます。

そういうことから、26年度から28年度の両市の事業系ごみの搬入量を比較しますと、交野市さんの方では302.2tの減少、四條畷市さんの方では約485.88tの増加というふうな結果になってございます。

先ほども申し上げましたように、実績報告書に記載しております年度別一人当たりのごみ量については、すべてのごみから算出していますことや人口の増減などの影響にもよりますので、単純に

その要因というものは特定できかねるんですけども、ここから見ると、事業系の搬入量によるものではないかと考えてございます。

次に、薬品の購入量ということでございます。活性炭購入量が26年から28年にかけて増加しておるということでございますけれども、これにつきましては、活性炭は2号炉に使用している薬品でございます、その関係で2号炉の運転状況が、平成26年度が132日、平成27年度が185日、平成28年度が248日と増加しております。この運転日数に伴いまして、活性炭の購入量も増加したということでございます。

次に、ごみ質の変化でございます。可燃のごみの物理組成の経年変化のプラスチック類でございますが、平成28年度は32.26%と過去数年と比較しても大きく数値が上がっております。

また、このごみ分析につきましては、年に6回測定しており、その平均値を記載させていただいておりますが、それぞれの測定結果を見ましても、20%台が2回、30%台が4回という結果になってございます。

結果の数値を見ますとプラスチック類の占める割合が増えているということになります。その増えた要因の特定につきましては、なかなか困難ではございますけれども、今後29年度以降の可燃ごみの物理組成の経年変化の測定結果を注視してまいりたいと、このように考えてございますので、よろしく願い申し上げます。

次に、6点目の環境影響評価で、フッ素が基準値を超えておるということで、それにつきましてでございますけれども、平成27年6月の基準値超過以降、観測井西側と天野川の事業地の直近上流それと下流の2箇所、月に1回水質を測定しております。事業地内の宙水が天野川に影響を及ぼしていないか監視を続けておるというようなことでございます。基準値超過の原因の特定は困難であります、天野川の事業地直近上流と下流の測定値は基準値以内であり、差異がほとんどありませんことから、平成27年6月から現在まで、事業地内の宙水が周辺に影響を及ぼしてはいないというふうに考えてございます。

最後に7点目の余熱利用の還元施設の見直しについてでございます。地域還元策であります温浴施設につきましては、従前より用地に関し精力的にあたってまいりましたが、余熱利用の観点で踏まえた確保ができない状況にあり、新ごみ処理施設の試運転が間近に迫っている状況を鑑み、地域と締結した内容を履行できずに本格稼動となれば、地域の皆さまとの信頼が崩れてしまう恐れがございます。このような状況から、組合及び両市で様々な観点で協議を経て温浴施設を見直し、それに代わる地域還元策を検討することと致しました。その旨を周辺地域の協議会等に申し入れを行い、還元策を改めて取りまとめるということにしたところでございます。

また、行政区域外でございます北生駒地域への還元策につきましては、審議会を設置し、慎重に取り組んでおり、現在3回開催させていただいております。内容につきましては、審議する事案が交渉に関すること及び特定の個人が識別され得るものであることから、情報公開条例第7条及び第8条に該当し、本組合の審議会等の会議の公開などに関する指針第3項に基づきまして、審議会において非公開と決定されておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 2回しか質問できないので、最後の質問となるのですが、1点目の公

会計制度対応支援等業務委託料についてなんですが、委託料について競争入札が行われたということで、予定入札価格に対しまして落札価格はどれぐらいなのか。また、落札率についてもお尋ねいたします。それとあと、公会計制度が変わることで、職員の皆さんへの事務処理の質の負担が増えるのではないかと思います、その辺の影響、対応についてお尋ねいたします。

それと3点目の、先ほど四條畷の市民の一人当たりのごみの排出量が増えてるということで、答弁いただいたわけですが、答弁では事業系のごみの増加が顕著であるということでありました。家庭ごみについて、市の資料に基づいて見ましても、26年、27年、28年と、これ比較しましても両市の家庭ごみの割合はほぼ変わっておりません。しかし、事業系ごみについては27年度に大型商業施設イオンができたあと、四條畷市においては事業系ごみの割合が26年度は43.7%から27年度は46.1%、28年度は49.3%と毎年この事業系ごみが増えてるという状況になっております。

両市の家庭ごみはこれからも減少傾向ということで、私も今、答弁されたように思っておりますが、事業系ごみは大型商業施設の営業が続く限り、影響を勘案しますと今後増えることはあっても減ることはなかなかないんじゃないかなと思うんですが、その辺どうお考えなのかということと、あと市民がごみ減量に一生懸命取り組んでる中で、ごみ総量を両市で減量する、進めるという立場から言えば、大型商業施設に対しましても、ごみ減量化への協力、またそういう働きかけ、取り組みが求められるのではないかなと思うんですが、その働きかけ等についてはどう考えておられるのかということと、5点目のプラスチック類が28年度に大きく増えてるという点なんですが、増加として私が思う所は、プラスチックが汚れていたら洗って廃プラに出したりとか、そうすることが今まであったんですが、そうしますと洗浄する手間と費用が発生する、こういうことや、何と言いましても廃プラ処理施設の影響で地元住民が体調を壊しておられる、こういう実態があるということですね。因果関係は明らかではありませんが、被害情報が4市の住民に一定不安として浸透している中で、燃やす方も増えてきているんじゃないかと。今後、靴とか靴とか、そういった物も生ごみとして排出されていくようになると、ますます廃プラとして、廃プラなども含めて焼却ごみとしてされるんじゃないかなと思ってるのところなんですが、仮に廃プラが焼却ごみとなった場合、本施設の影響についてどうなるかということをお聞きいたします。ちなみにコストが掛かる廃プラ処理に対しまして大阪府では4分の1の自治体がもう廃プラを処理しております。

6点目の環境影響評価の取り組みについてなんですが、汚染物質によって土壌の環境基準が上回っていることに対しまして、まずその原因が特定されていないというのは問題ではないかなと思うんですが、どう考えておられますか。あとフッ素については引き続き定期測定を行い、経過観測を継続するとしておられますが、事後調査により環境に影響があるという数値結果であれば何らかの対応が必要ではないかなと思ってるところです。専門家の助言等は受けておられるのか、お聞きいたします。

また、要望ですが、来年供用後の事後調査についても5年となっておりますが、期限を切らずに継続的な監視も行うべきと考えて、要望と付け加えておきますが、最後に、余熱を利用した地域還元施設についてなんですが、答弁として稼働が迫る中、土地確保ができない状態の中で地元の信頼関係が崩れる恐れがあるから見直したというふうな、こういうような答弁だったと思うのですが、28年度の議会答弁では還元施設ができるのは稼働後の数年先であると、こういう中で時間的な余裕を踏んだ答弁だなと私は受け取ったわけなんです。今回急にこの見直しということ、何故判断され

たのかなという、このことが見直しの根本的な理由にはならないんじゃないかなと思うんですが、この辺はどうかなという点と、あと、周辺の地域の協議会に申し入れを行ったということで言われておりましたが、この内容についてと、今後の協議会の取りまとめの予定についてお尋ねをいたします。以上です。よろしくお願いします。

1. 議長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） それではまず1つ目の公会計の関係の入札の結果でございます。

予定価格につきましては税込みで1,290万4,920円に対しまして、落札金額は税込みで416万9,664円であり、落札率は32.3%となっております。

次に、職員の事務処理と対応でございますけれども、これまで、財務会計システムは本組合では導入しておりませんでしたけれども、パソコンで独自に処理をしておりましたし、また、固定資産台帳整備につきましても、新ごみ処理施設の引渡しを受けた後、固定資産台帳の整理をするという必要がありますが、職員の事務処理への大きな影響はないものと考えてございます。また、財務会計システムと、固定資産台帳管理システム等につきましても、利用及び管理に必要な事項に係る研修も職員は受けておりますので、大丈夫だと思っております。

次に、排出量の関係で議員の方から四條畷市の事業系ごみで大型商業施設の影響により増加しているということでございますけれども、増えたごみ量すべてが大型商業施設のものであると特定することは困難でございます。今後の事業系ごみの量を注視してまいりますとともに、家庭ごみの減量のみならず、事業系ごみにつきましても、構成両市に対しまして、ごみの減量化に努めていただきますようお願いをしまして、このように考えてございます。

それと、ごみの組成で廃プラが仮に焼却ごみになった場合ということでございますけれども、これまでの組合議会で、あくまでも仮定する廃プラ量が設定された条件でのご質問に対しまして、処理量的には新ごみ処理施設での受入れは処理能力内でございますけれども、そもそも構成両市のペットボトルや廃プラは、4市リサイクル施設で容器包装リサイクル法に基づき処理をされておりました、本組合で焼却処理する計画ではございませんというご答弁をさせていただいておりますことから、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、フッ素の件でございますが、フッ素につきましては、自然由来ということもありまして、原因の特定することが困難でございます。

また、事業地内の宙水に含まれるフッ素であり、先ほどもご答弁申し上げましたように、平成27年6月以降の天野川の直近上流と下流で毎月行っておりますが、その測定結果については基準値内となっておりますので、周辺環境への影響はないと、このように考えております。また、フッ素の超過に対する対応につきましては、大阪府と協議を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、余熱利用をした地域還元策の件でございますけれども、余熱利用の観点を踏まえた用地の確保ができない状況や、「施設の本格稼働までに温浴施設の用地の場所だけでも示してほしい」と協議会の方から強い思いがあるということで、このまま候補地が決まらない状況では、これまで築き上げてきました地域の皆様との信頼関係が崩れてしまう恐れがあると考えられますことから温浴施設の見直しをさせていただいたものでございます。また、協議会等への申し入れにつきましては、内容としては地域還元策である温浴施設の見直しということで、平成29年5月に行ったところでございます。今後の予定といたしましては、審議会の答申を踏まえまして、本格稼働を目途に解決で

きるよう誠意を持って、協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。  
以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） これにて中上議員の議案質疑を終結いたします。他に質疑はございませんか。

1. 1番議員（山本 景君） はい

1. 議長（新 雅人君） 1番山本議員。

1. 1番議員（山本 景君） 事務局側からですね、発言通告書の提出を求められましたけれども、申し合わせ事項を拝見いたしますと、議長の許可を受けてから発言することができるという事になっておりますので、通告はしておりませんが質疑をいたします。なお、申し合わせ事項によりますと同一議題については同一議員につき2回までは質疑ができます。本当やったらこれ、一問一答でやった方がスムーズにいくかなというふうに私個人としては思いますけれども、ルールに則りまして私からは9点質問をいたします。

1点目はまず衛生債の借入方法とか借入金、これどのようになっているのか、まずその説明を求めます。

2点目といたしましては、級別月額給与、国と四交ではどのような制度の差異があるのか。これ国公準拠の原則がありますけれども、どのようになっているのか、その点の説明を求めます。

3点目が特殊勤務手当のところで、約8割の職員の方々が現状、特殊勤務手当をもらっていると。技術職員に至っては約9割5分の方々が特殊勤務手当をもらっていると。これじゃあ特殊な勤務に該当しないのではないかと思うんですけども、そもそも四交における特殊勤務手当の内容はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

4点目は夏季休暇の制度です。こちらについても国や府等の制度に合わせるべきだと思いますけれども。

1. 議長（新 雅人君） 一般質問に出ている項目違うの。

1. 1番議員（山本 景君） 重複しても問題ありませんので。

1. 議長（新 雅人君） いや、問題あるわ。そんなもん通告してるやんか、一般質問の項目で。おかしいよ。それやったらちゃんと議案質疑の発言通告を出しときなさいよ。あなたが何を発言するかは僕は分からなかったから通告なかったけども、あなたを許可しました。でもあなたがやっていることは、おかしい。これでちゃんと通告出てるのに。一般質問の項目で。確かに内容的には決算議案の中身にかかっている話ですよ、内容的には。だから議案質疑が適当かも分かりません。しかし、こうやって出しといて、なおかつ、あなたのやり方は議案質疑で質問してもう1度また一般質問でしようという、そういうのが見えてますよ。

1. 1番議員（山本 景君） それにつきましては、ここでも質疑はいたしますが、そこで回答のあった部分は一般質疑からは対象から外します。同一のものは一般質問では質問はする意図は一切ありません。あくまでこれは単独で決算質疑として質疑出来るところを質疑をしているので、不当な内容の質疑はありません。

1. 議長（新 雅人君） あの、議案に係る話やから今日は認めますけれども、それがあんなら始めから議案の発言通告を出しといてください。

1. 1番議員（山本 景君） そこはちょっと申し合わせ事項の改正を求めます。

1. 議長（新 雅人君） それはまた別の次元です。
1. 1 番議員（山本 景君） 申し合わせ事項に私は則って質疑をしておりますので。
1. 議長（新 雅人君） だから僕が、議長が許可をしなかったらあなた今、発言できないんですよ。
1. 1 番議員（山本 景君） ならば許可をせずに、私だったらそれは一般質問に回します。
1. 議長（新 雅人君） 議案にかかる話をしてください。
1. 1 番議員（山本 景君） 4 番のところ、ちょっと重複するところがありますが、4 番のところ夏季休暇の制度はどうなっているのかを質問いたします。

5 点目といたしまして、決算書等拝見をすると期末勤勉手当の支給が平成 27 年度 4.1 ヶ月から平成 28 年度 4.2 ヶ月に引き上げを行われておりますけれども、それはどういったものに基づくものなのかの説明をお願いいたします。

6 番目が、実績報告書 17 ページを拝見しますと、うち警備防災業務、OA 機器保守、OA 機器借上料、これは確認をしたところ随契をされてらっしゃるということなんですよ。随意契約、根拠は何故なのか。そこをお願いいたします。

併せて 7 番といたしまして同じく 17 ページで、計量事務等業務委託、庁内除草作業業務委託についてシルバー人材センター、四條畷のシルバー人材センターと随契を行っております。この根拠は一体何なのか。この説明をお願いいたします。

8 点目といたしまして、実績報告書の 54 ページ、焼却ごみ及び焼却灰の搬送業務、こちらもこれ随契で 1,000 万円を超える金額で随意契約を行っておりますが、その法的根拠の説明を求めます。

9 番目は、実績報告書 55 ページで計量データと処理装置借上料、こちらについて随契になっておりますけれども、これ随契の理由を説明を求めます。

以上、1 から 9 点まで、回答をお願いいたします。

1. 議長（新 雅人君） できますか。奥田次長。
1. 事務局次長（奥田浩樹君） それでは今、ご質問いただいた部分につきまして、私の方から回答をさせていただきたいと、このように思っております。

まず衛生債の借入方法と、借入の金利はどうなっているのか、ということでございますけれども、本組合におきましては基本的には政府資金であります財政融資資金でありますとか、地方公共団体金融機構資金で調達を行っておりますが、平成 28 年度につきましては国等の資金の関係もございまして、銀行引受債として銀行から借り入れを行ったものでございます。また金利につきましては、現在組合が借り入れました地方債で申し上げますと、政府資金では平成 18 年度に借入をしております大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債で年利が 1.7%、これが一番高い利率となっております。また、平成 28 年度に借入をしております、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債につきましては、年利で 0.09%、これが一番低い利率となっております。新ごみ処理施設の関係の借り入れにつきましては 0.1%から 0.7%の間の利率ということでございます。

次に地方公共団体の金融機構資金では、平成 26 年度に借入をいたしました新ごみ処理施設建設工事等事業債では、年利 0.5%となっております。また銀行引受債である銀行資金の方では、平成 28 年度に借り入れました新ごみ処理施設建設工事等の事業債ということで、こちらの方につきましては年利 0.36%の利率となっております。

それと次に級別の月額給与の事でございますけれども、本組合の職員の給与につきましては、本組合の給与条例において四條畷市一般職の職員の給与に関する条例の例によるということになってございまして、級別月額給与については国と同様ということになってございまして、適用する級につきましては、国の1級から8級までとなっております。国の9級、10級については適用しておられないというのが現状でございます。

次に特殊勤務手当ということでございますけれども、その内容につきましては本組合の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例に規定しておりますように、主なものと致しましては廃棄物処理法に基づく技術管理者、消防法に基づく危険物取扱主任者、労働安全衛生法に基づく酸素欠乏危険作業主任者、電気事業法に基づく電気主任技術者などに支給する主任・技術者手当、また、危険作業に従事した者に支給する危険作業手当、不快作業に従事する者に支給する不快作業手当、ごみ処理施設で24時間交代制勤務に従事した者に支給する変則勤務手当、特殊自動車の運転に従事した者に支給する特殊自動車運転手当がございます。

それと次には、夏季休暇の制度でございますけれども、こちらの方につきましては、本組合の職員の休暇及び手続きに関しましては、本組合の休暇規則におきまして、四條畷市職員の休暇に関する規則の例によるということになってございまして、夏季休暇については7月から9月の間に7日以内というふうに規定をされてございます。

次、期末手当のところでは4.1から4.2ヶ月に上がっているということでございますけれども、これは人事院勧告に伴いまして、改定を行ったものでございます。

それと実績報告書の、まずOA機器の保守につきましては、保守の対応に精通しているOA機器導入業者が最適であるということから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を行っております。

それと計量事務と場内除草作業ということで、四條畷市のシルバー人材センターさんが随意契約でやられていて、その経過でございますけれども、これにつきましては過去に、ここの施設につきましては四條畷市と交野市さん両市でしておるところでございまして、両市のシルバーにお声かけをさせていただいておりましたが、ずいぶん昔の話になりますけれども、場所が四條畷市にあって交野さんの方からシルバー人材センターの方からこちらに寄して頂くのは非常に距離があって無理であるということから四條畷市のシルバー人材センターの方に地方自治法の167の2の第1項第3号の規定により随意契約を行っております。

1. 1番議員（山本 景君） 6番のところ、警備防災業務のところの随意契約の理由をお答えいただけますか。
1. 事務局次長（奥田浩樹君） すいません。警備防災業務につきましては、使用機器が設置業者独自のものでありまして、競争に付した場合、機器の入れ替え等も発生するという事で、多額の費用になるということから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約をさせていただいております。

次に、焼却灰及び処理灰の搬送業務につきましては、一般廃棄物を運搬する業務であるため、業務を実施する際は一般廃棄物処理基準に従う必要があり、一般廃棄物の処理、収集運搬業務に精通する能力を有するものであることが必要ということで、167条の2第1項第2号により随意契約とさせていただきます。

また、計量データの処理装置の借上げでございますけれども、これにつきましては、もともと計量機との整合を図ることから、その業者の導入するリースが使用するリース会社に、ということで随意契約をさせていただいているものでございます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 今の回答に対しての関連で質問いたしますが、1 番借入金利については、実勢金利からすれば非常に高いなと思っております。交野市においても民間金融機関が借入をやっておりますけれども、敢えて市内に支店のある金融機関であったり、指定金融機関とかを、限定をしまして借入を行っているから非常に高くなっていると。この際、交野や四條畷に支店のある金融機関に限らず広く一般に金融機関を対象に入札すると、0.1%以下で借り入れ出来ますから、借入方法を変えたらいかがでしょうか。

2 番目はなしで3 番目のところで、特殊勤務手当ですが、いくらなんでも手当の種類が多すぎて交野市等、他の自治体では廃止しているような手当はいまだに残っているというのが現状なんで、そこは必要な手当と不要な手当を分けて、不要なところは削減をして、もうちょっと手当の支給割合を減るような形にすべきと考えますがいかがでしょうか。

4 点目の夏季休暇の内容は7 日ということで分かりましたが、国が3 日で大阪府5 日、枚方市は5 日に削減はされていると。国と制度を合わすということをおきながら、夏季休暇については国には制度を合わせていないというのが自治体が非常に多いので、この際これは夏季休暇については削減すべきと考えますがいかがでしょうか。

5 番目のところはいいとして、6 番目のところで警備と OA 機器の借上とか、こういった業務については保守費用とか、維持費用も含めて本来入札すべきであって、それをせずに随意契約でやると地方公務員法違反の可能性が極めて高いと考えますが、それをどのように考えてらっしゃるのか、見解を求めます。

7 番目のところはシルバー人材センターに委託をしているということなんですけれども、別に交野か四條畷かという話ではなくて、だったらこれ別に普通の民間で委託しても何の問題もないような内容だと思いますが、違法ではないものの、おかしいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

8 番目のところの、焼却灰の搬送業務、確かに法的には随契でやっても問題ないと思いますが、これですと随契を続けてしまうと、非常にコストが高くなりますので、今後随契が続けるのかそれとも一般競争入札にするのか、そのお考えについて教えてください。以上です。

1. 議長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） まず民間金融機関の入札というような考え方でございますけれども、基本的には政府資金でありますとか、地方公共団体金融機構での資金の借り入れを考えております。平成 28 年度につきましては国との資金の関係から銀行引受債ということで、借り入れを行っておりますが、これにあたりましては構成両市の財政課と協議したうえで借り入れる銀行を決定させていただき、見積り合わせで決定し、借り入れを行ったものでございまして、今後銀行引受債を借り入れる方法につきましては構成両市とも協議をさせていただき、調査、研究をしてみたいと考えてございます。

特殊勤務手当、範囲が広く、削減してはどうかということでございますけれども、これまでの特

殊勤務手当に係る経緯もございますが、今後特殊勤務手当につきましては大阪府内の一部事務組合や近隣市の清掃施設工場などについて調査し、研究してまいりたいとこのように考えてございます。

夏季休暇の削減ということでございますけれども、先ほども申しましたように、四條畷市が本組合の休暇の規則において四條畷市の職員の休暇に関する規則の例によるということでございまして、四條畷市さんと交野市さんが同じ7日ということでございますので、その辺の両市さんとの同調を考えてございますので、今度調整をしていきたいというふうに思っております。

次に警備の契約であります。OA 機器の契約のお話でございます。これまでもこの議会の中でいろいろ随意契約については議員さんの方からご指摘等いただいております。新ごみ処理施設の稼動に合わせていろいろ見直しをさせていただくというご答弁もさせていただいております。この警備防災業務につきましては新ごみ処理施設においては一応入札をする予定になっておりますし、OA 機器の保守、これ借上料と込みではないのかというご指摘もございました。これにつきましても、OA 機器の借上に保守を合体したような形で、次の新ごみ処理施設の方におきましては入札をかけていく予定としてございます。

シルバーの方は四條畷、交野ということではない、ということでございますけれども、地域としての高齢者の生きがい対策及び雇用の促進を図る目的ということが施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の方に記載されておりますことから我々も地方公共団体ということでございますので、地域としての高齢者の生きがい対策並びに雇用の促進ということで、今後もシルバー人材センターの方と契約をしたい、このように考えてございます。

また、焼却灰と処理灰の搬送でございます。これも過去から議会の中でいろいろと議員さんの方から一般競争入札できるのではないのかというふうな話もございます。これにつきましても新ごみ処理施設の部分におきましては入札をというふうに考えてございますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。
1. 1 番議員（山本 景君） はい
1. 議長（新 雅人君） 1 番山本議員。
1. 1 番議員（山本 景君） 私につきましては、本決算書につきましては非常に、分担金等今後増える見込みであるにも係わらず、職員給与につきましては非常に大きな引き上げが行われていることなど、質疑の中で随意契約の理由もありまして、反対をいたします。
1. 議長（新 雅人君） 他に討論はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議長（新 雅人君） これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第 1 号平成 28 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
1. 議長（新 雅人君） 起立多数であります。よって、認定第 1 号平成 28 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定については可決されました。
1. 議長（新 雅人君） 日程第 6、一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。なお、申し合わせにより、質問者の質問時間は 15 分以内となっております。

ただ今から順次質問を許可いたします。1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 私から通告をした質疑のうち、議案の質疑のところでは解消されなかった点、質疑できていない点について、この場をお借りいたしまして質疑を行います。

まず理事者側に確認をしたいんですけども、新炉建設前、新しい焼却炉の稼働の前後、分担金どれぐらいの違いがあるのか、それについて説明を求めます。お願いします。

1. 議 長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） 新炉の建設着工前と、新炉稼働後の分担金の差異ということでございます。まだ新炉につきましては稼働してございませんけれども、新ごみ処理施設の建設着工前、いわゆる造成工事の前ということで、平成 24 年度の決算におけます分担金につきましては、四條畷市が 3 億 484 万 2,000 円、交野市さんが 3 億 5,695 万 8,000 円、合計 6 億 6,180 万円、このようになってございます。で、新ごみ処理施設の稼働につきましては、30 年 2 月を予定してございます。あくまでも概算というふうになりますけれども、起債の償還元金、元金の償還が始まります平成 30 年度におきましては、四條畷市で約 5 億 3,000 万円、交野市で約 6 億 3,000 万円、合計 11 億 6,000 万円ということになります。また、31 年度以降、41 年度までほとんどが起債の期間になるんですけども、こちらの方では四條畷市で約 7 億から 8 億、交野市で約 8 億から 9 億、合計で申しますと 15 億から 17 億円ぐらいで推移する見込みをさせていただいてございます。

分担金の差異ということでございますので、四條畷市さんの方では 4 億から 5 億円の増加が見込まれると。また交野市さんの方では 4 億 5,000 万円から 5 億 5,000 万円の増加が見込まれるということになります。ただ、清滝ごみ焼却施設の解体工事や、跡地利用計画などの費用につきましては含んでおりませんので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

1. 議 長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 今の答弁からするとともに 6 億だった分担金、両市合わせて 6 億ぐらいだった分担金が、平成 31 年度以降からの約 10 年間については 15 億から 17 億になってしまうと。これは今もう分担金すでに増えておりますけれども、更に増えてしまうと。増えた分については、できる限り私は圧縮をしていかなければいけないかなと思ってるんですが、なぜこれだけの分担金増えてしまうのか、その主な要因についてぜひ説明を求めます。

1. 議 長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） 分担金の増額となる要因につきましては、先ほど来申し上げましたように新ごみ処理施設の整備に係る起債の償還ですね。この償還ということと、大きくは新ごみ処理施設におきましてはリサイクル施設も併設するというようになってございますので、そのリサイクル施設の運転管理、維持管理などの費用の増加も要因として考えられると、このように考えてございます。

1. 議 長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 今、答弁の中でありましたリサイクル施設の運転の事ですけど、やはりこういった分担金が非常に増加をしている中なのですから、できる限りコストを下げるように私は努力をすべきと考えておりますが、この業務については民間委託をされると。民間委託をされる法的な根拠についてはどのように考えてらっしゃるのか、答弁を求めます。

1. 議 長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） この度のこのリサイクル施設運転管理等の業務の委託につきましては、リサイクル施設の運転管理に係る委託という事でございますので、廃棄物処理法に係る法的位置付けにつきましては該当しないと、このように考えてございます。

1. 議 長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 廃掃法の 6 条 2 項だと一般廃棄物の処理関係については基本的には別に競争入札に付されなくてもいいということになってる、そのように理解をしております。ただこのリサイクル施設の運転、稼働等についてはその対象にはそもそもあたらないと、競争入札をすべきと。結果として競争入札に付すことによってコストが削減をされるものと理解をしております。

従前、決算書に対しての質疑でも明らかなように、これまで随意契約としていた OA 機器の関係であつたりとか、廃棄物の処理の運搬等についても、これも競争入札に付することによって、随意契約部分については削減をされるのかなというふうに理解をしております。その点に関しても事務局側、理事者側の努力に高く私は評価したいなというふうに思っております。

ただ残念なことに、廃プラの処理のところについては未だに焼却した方が年間 100 万ぐらいのコストで焼却ができると。ただこれをもしリサイクルをすると 5,000 万、6,000 万、7,000 万ぐらいの費用がかかってしまうように、まだまだそういったコストを削減ができるところもあるので、そういったコストを削減できるところは、やはり理事者側でも引き続き検討すべきだと私のそのように考えておりますが、そうした中、交野市においてはごみ収集民間委託等については、法に基づく、一般廃棄物の処理については入札に付さなくてもいいというふうに法的にはなっておりますけど、なかなか民間の活力を導入をしないと。例えば民間だったらごみ収集については 3 人、民間だったら 2 人で収集していると。一方で交野市においては 3 人体制で収集をしていると、非常にコストが高くなってしまいます。相見積もりすら実施をしておらず、相見積もりをすることすら、できないという答弁に終始をしております。逆に四條畷と交野の清掃施設組合においては非常に民間活力の活用についても積極的に随契約の削減にも取り組んでいることから、交野市でこういった四交の経験だったり取り組みを、逆に助言をした方がいいのではないかと私は思うんですが、それに対しての事務局の回答を求めます。

1. 議 長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） 本組合では収集されたごみの中間処理をする施設でありますことから、構成両市で行われますごみ収集に係る民間委託に関する事につきまして、申し上げることはできませんので、よろしくご理解申し上げます。以上でございます。

1. 1 番議員（山本 景君） 私からは以上です。

1. 議 長（新 雅人君） これにて山本議員の一般質問を終結いたします。

1. 議 長（新 雅人君） これにて本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） 第 2 回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の組合議会におきましては、新しく議長に、新議員にご就任をいただいたところでございます。

また、決算の案件につきましても、慎重なるご審議を賜り、ご認定をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、新ごみ処理施設建設工事につきましては、平成 29 年度の施設の完成に向け、工事の取り組みを進めているところではありますが、近隣地区の皆さまのご理解、これは大きな要因でございますことから、引き続き、工事の工程や進捗状況のご報告とともに、環境保全や地域振興に係る情報提供なども行いながら、事業の推進に努めてまいり所存です。

議員の皆様には、新ごみ処理施設整備事業の推進に、ご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

1. 議長（新 雅人君） 以上をもちまして、平成 29 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 2 回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

（時に 1 5 時 3 2 分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 29 年 10 月 19 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

新 雅 人

四條畷市交野市清掃施設組合議員

森 本 勉

四條畷市交野市清掃施設組合議員

島 弘 一